

病児保育事業について

●児童福祉法（抜粋）

第1節 定義

（事業）

第六条の三

- 13 この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

●子ども子育て支援法（抜粋）

第4章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

十一 児童福祉法第六条の三第十三項 に規定する病児保育事業

※ 第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

＝ 病児保育事業 ＝

○保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

○子ども・子育て支援事業交付金 …… 国 1/3 県 1/3 市 1/3
子ども・子育て支援整備交付金 …… 国 1/3 県 1/3 市 1/3